

米原市告示第 154 号

米原市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

米 原 市 長 角 田 航 也

米原市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づく特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 法第 28 条第 1 項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、米原市特定居住支援法人指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員名簿（氏名、住所および略歴を記載したもの）
- (4) 法人の組織および沿革を記載した書面ならびに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表またはこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書および収支予算書またはこれらに相当する書類
- (7) 法第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
- (8) 市内において二地域居住の促進に関連する活動を実施する地域を示す図面
- (9) 市内において実施した二地域居住の促進に関連する活動の実績を記載した書面
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(支援法人の指定)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定により当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 当該申請者が特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人もしくは一般財団法人または特定居住の促進を図る活

動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 第9条の規定により、過去に指定を取り消され、その取消し日から1年を経過しない者でないこと。

(3) 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、暴力団または同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有していないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ウ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

エ 暴力団員

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、法第29条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 市内において法第29条各号に掲げる業務に相当する活動の実績を有していること。

(7) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な専門性を有しており、かつ、必要な組織体制および人員体制を有していること。

(8) 業務を遂行するに当たり、関係する行政機関、民間組織等と十分な連携を図ることができること。

(9) 個人情報をはじめとする情報の取扱いに関する適切な措置がとられていること。

(10) 必要な経費等を賄い、持続的に活動を行うことができる経理的基礎を有していること。

(11) 市税等の滞納がないこと。

2 市長は、前項の規定により申請者を支援法人として指定した場合は、米原市特定居住支援法人指定通知書（様式第2号）により当該申請者にその旨を通知するとともに、その名称または商号、住所および事務所または営業所の所在地を公示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定しない場合は、米原市特定居住支援法人不指定通知書（様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（指定の有効期間等）

第4条 前条第1項の規定による指定は、当該指定をすることを通知した日から起算して5年までを有効期間とし、指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第2条および前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。ただし、第2条第2項に掲げる書類のうち、第7条の規定により市に提出した書類は、添付を要しない。

(名称等の変更)

第5条 法第28条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、業務内容等を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称または商号、住所、事務所または営業所の所在地および業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前にその事業年度の事業計画書および収支予算書またはこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表またはこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第30条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第30条第3項の規定により、支援法人が法第30条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条第1項第1号、第3号もしくは第4号に該当しないこととなったとき、または不正な手段により指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第7号）により当該支援法人にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく当該支援法人の名称または商号、住所、事務所または営業所の所在地および指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

米原市特定居住支援法人指定申請書

年 月 日

米 原 市 長 様

法人の住所

法人の名称
または商号

代表者氏名

事業所等の
所在地

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第28条第 1 項の規定による特定居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- （1） 定款の写し
- （2） 登記事項証明書
- （3） 役員名簿（氏名、住所および略歴を記載したもの）
- （4） 法人の組織および沿革を記載した書面ならびに事務分担等を記載した書面
- （5） 前事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表またはこれに相当する書類
- （6） 当該事業年度の事業計画書および収支予算書またはこれらに相当する書類
- （7） 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
- （8） 市内において二地域居住の促進に関連する活動を実施する地域を示す図面
- （9） 市内において実施した二地域居住の促進に関連する活動の実績を記載した書面
- （10） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

以 上

米原市特定居住支援法人指定通知書

第 号
年 月 日

法人の名称または商号

代表者氏名 様

米 原 市 長



年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり広域的
地域活性化のための基盤整備に関する法律第28条第1項の規定による特定居住支援法人とし
て指定したことを通知します。

記

- 1 指定番号：
- 2 法人の名称または商号：
- 3 法人の住所：
- 4 事務所等の所在地：
- 5 業務内容：
- 6 指定の期間：
- 7 指定に当たっての要件その他の事項：

以 上

米原市特定居住支援法人不指定通知書

第 号
年 月 日

法人の名称または商号

代表者氏名 様

米 原 市 長



年 月 日付の申請について、次の理由により指定しないこととしましたので、米原市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第3項の規定により通知します。

指定をしない理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、米原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、米原市を被告として（訴訟において米原市を代表する者は、米原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 号（第 5 条関係）

名称等変更届出書

年 月 日 米原市長 様 法人の住所 法人の名称 または商号 代表者氏名 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 28 条第 3 項の規定により届け出ます。	
指定年月日・番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更する事項	☐ 法人の名称または商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所または営業所の所在地
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

業務変更届出書

年 月 日 米 原 市 長 様 法人の住所 法人の名称 または商号 代表者氏名 米原市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。		
指定年月日・番号	年 月 日 第 号	
変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 6 号（第 6 条関係）

業務廃止届出書

年 月 日 米 原 市 長 様 法人の住所 法人の名称 または商号 代表者氏名 特定居住支援法人の業務を廃止したので、米原市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。	
指定年月日・番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 7 号（第 9 条関係）

指定取消書

法人の名称または商号 代表者氏名 様		第	号
		年	月 日
		米 原 市 長	
		印	
米原市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 9 条の規定により、特定居住支援法人の指定を取り消します。			
指定年月日・番号	年 月 日	第	号
指定取消年月日	年 月 日		
指定取消の理由			
（教示） 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、米原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、米原市を被告として（訴訟において米原市を代表する者は、米原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。			

